

建設分野における外国人材の受入れ

土地・建設産業局建設市場整備課

建設分野における外国人材の受入れ状況

- 建設分野で活躍する外国人の数は、2011年から5倍以上に増加（1.3万人→6.9万人）
- 在留資格別では技能実習生が最も多く（2018年：4.6万人）、近年増加傾向にある。
- 2015年から、オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、技能実習修了者を対象とした「外国人建設就労者受入事業」を開始したところ。

> 建設分野に携わる外国人数

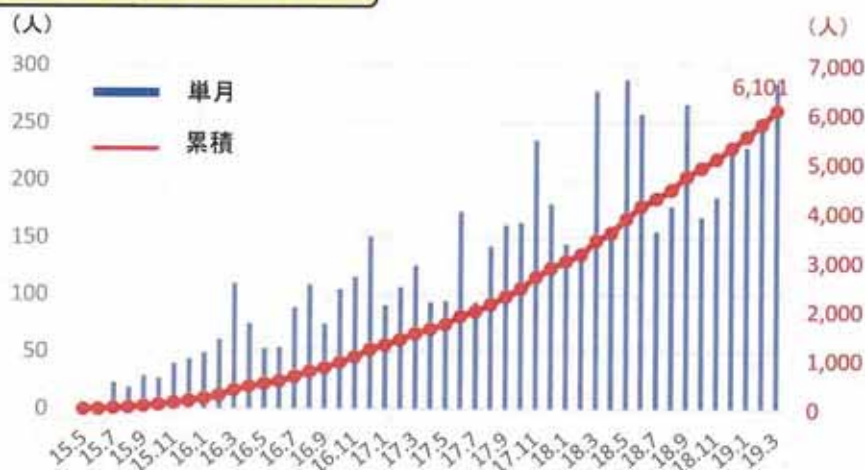
（単位：人）

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2011→2018 増加率
全産業	686,246	682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	1,460,463	112.8%
建設業	12,830	13,102	15,647	20,560	29,157	41,104	55,168	68,604	434.7%
技能実習生	6,791	7,054	8,577	12,049	18,883	27,541	36,589	45,990	577.2%
外国人建設就労者	0	0	0	0	401	1,480	2,983	4,796	-

※外国人建設就労者は年度末時点、その他は10月末時点の人数
出典：外国人建設就労者は国交省調べ、その他は外国人雇用届出状況（厚生労働省）

外国人建設就労者の受入状況（2019年3月末時点）

外国人建設就労者の入国月



国籍別の状況

単位：人

国名	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	ミャンマー	モンゴル	タイ	カンボジア	ネパール	スリランカ	ラオス
人数	2,441	1,040	585	509	74	59	35	27	11	11	4

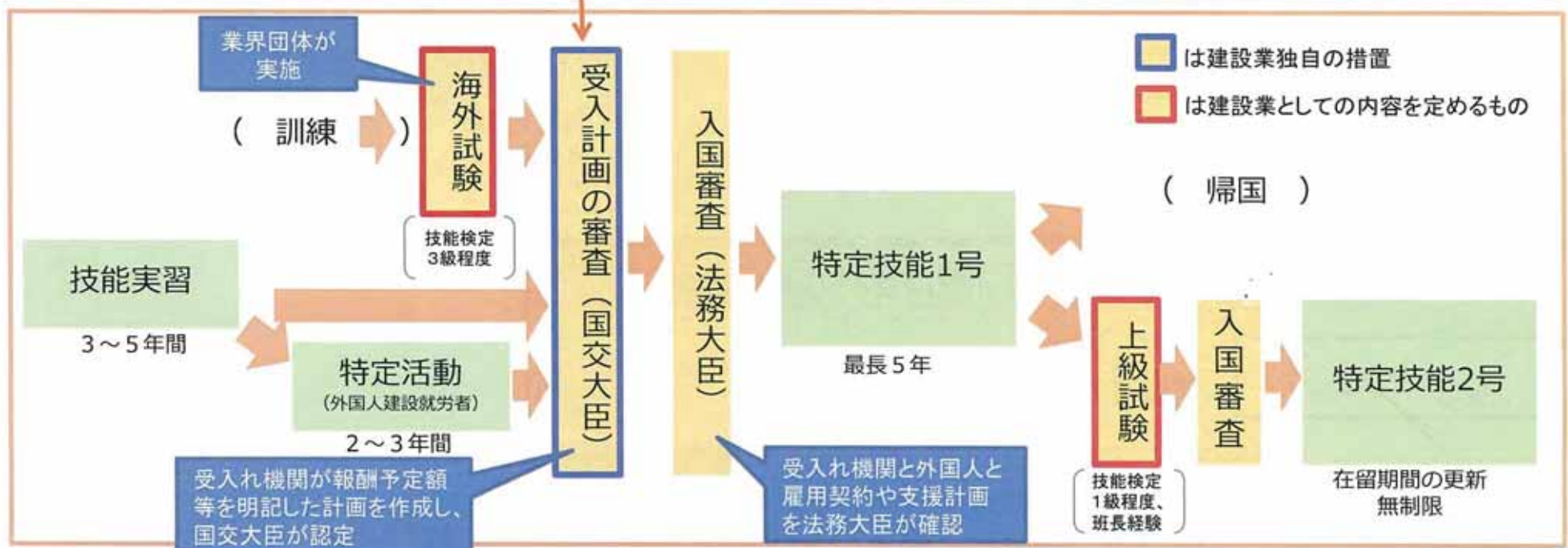
職種別の状況

単位：人

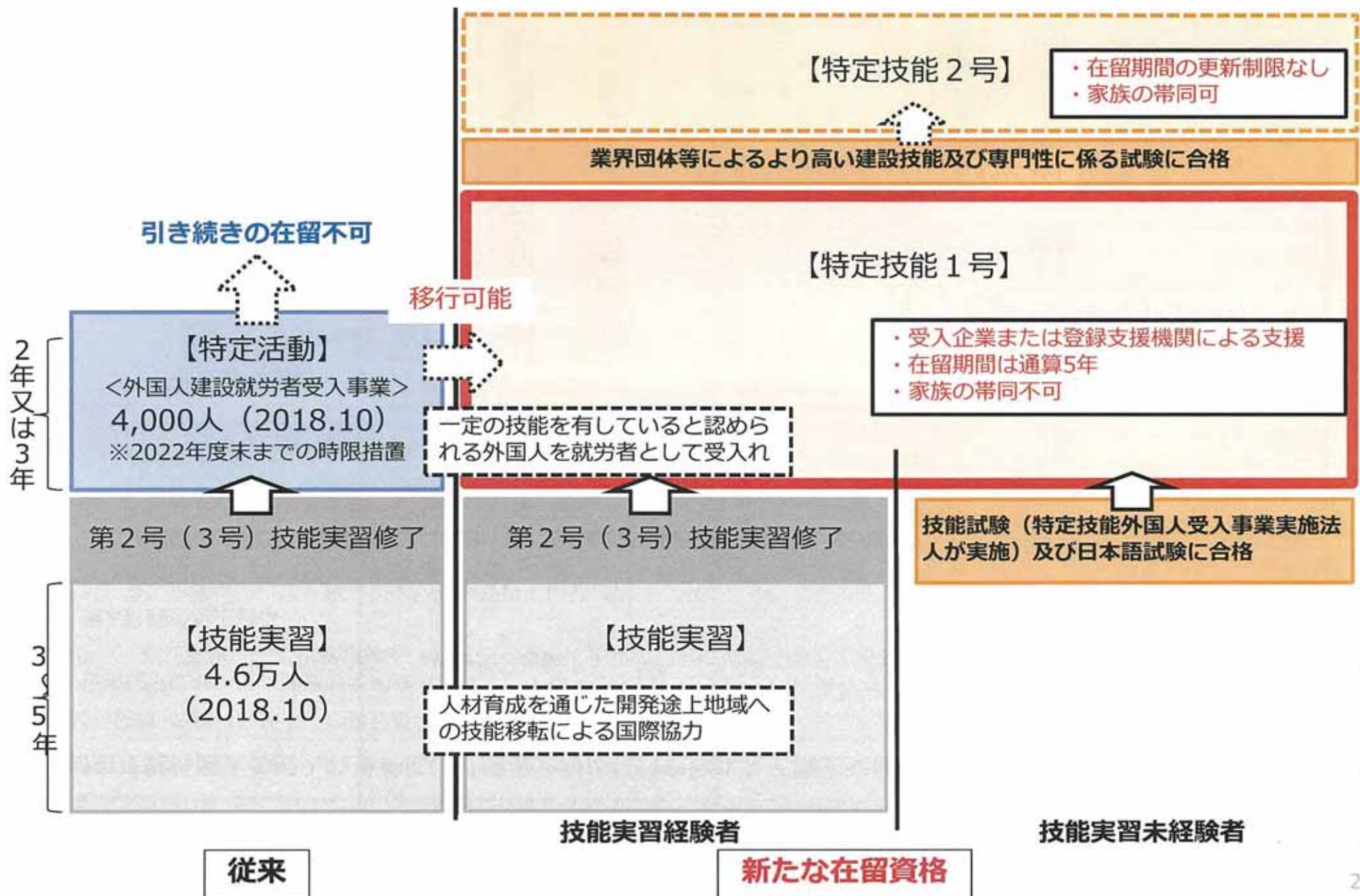
	鉄筋施工	とび	建築大工	溶接	型枠施工	左官	建設機械施工	内装仕上げ施工	塗装	鉄工	防水施工	配管
人数	919	916	597	460	356	325	270	181	146	143	100	84
	コンクリート圧送施工	建築板金	タイル張り	熱絶縁施工	かわらぶき	表装	サッシ施工	石材施工	ウエルポイント施工	建具製作	冷凍空調機器施工	さく井
	83	42	42	27	22	21	20	13	8	8	7	6

○ 1号特定技能外国人の受入れ要件に、「建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める基準への適合」を設定

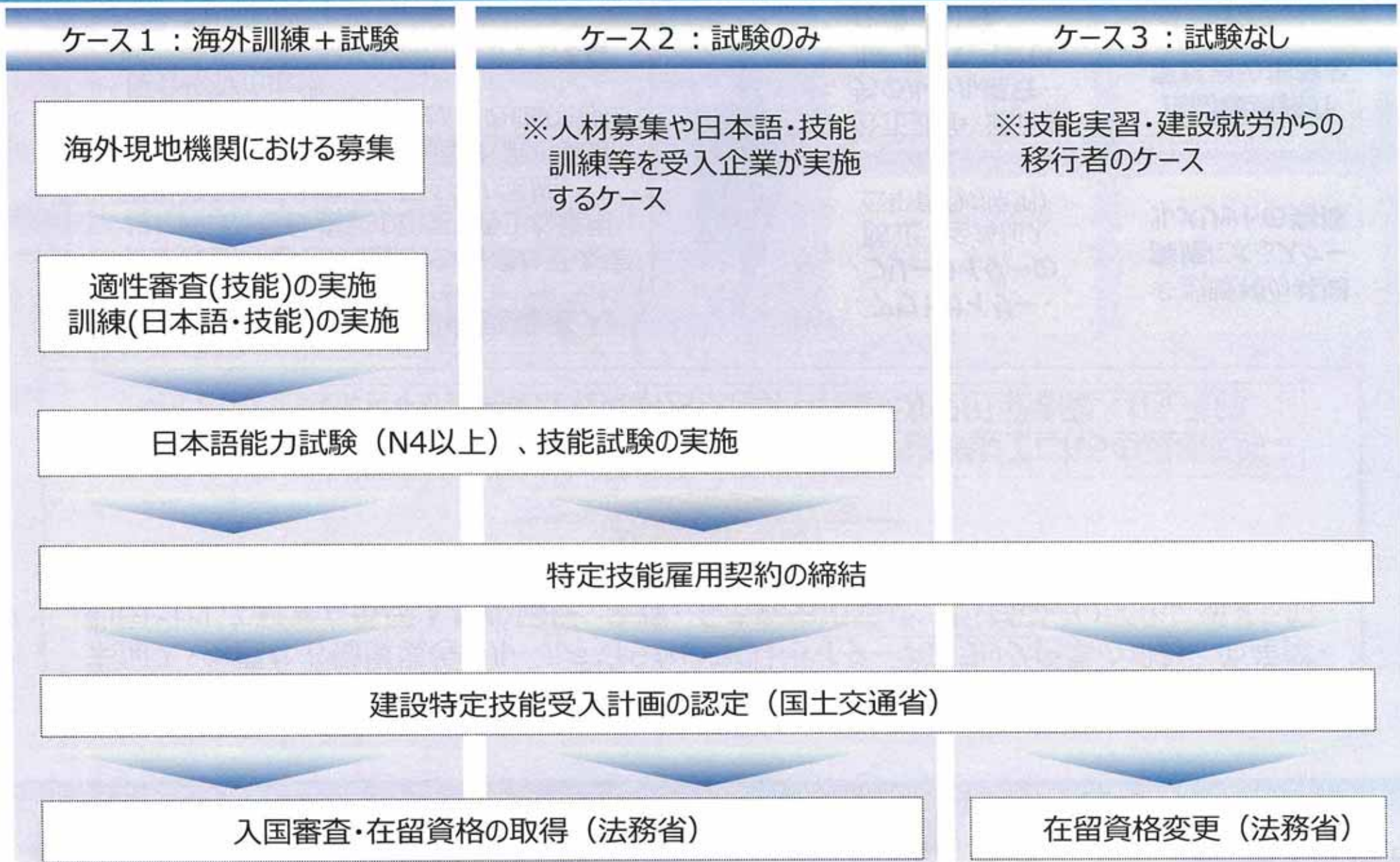
- 1) 業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関（受入企業）の基準を設定
- 2) 当該基準において、建設分野の受入企業は、1号特定技能外国人の入国に先立ち、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けることを求める（具体的な基準は入管法省令に基づく国土交通省告示に規定）
- 3) 受入計画の認定基準
 - ・ 受入企業は建設業法第3条の許可を受けていること
 - ・ 受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
 - ・ 元請団体、専門工事業団体により構成される、特定技能外国人の適正・円滑な受入れを実現するための取組を実施する特定技能外国人受入事業実施法人への加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守
 - ・ 特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
 - ・ 賃金等の契約上の重要事項の書面での事前説明（外国人が十分に理解できる言語）
 - ・ 国又は適正就労監理機関による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ 等



新制度創設による外国人材キャリアパス(イメージ)



特定技能外国人の在留資格取得までの主な流れ(イメージ) 国土交通省



特定技能外国人受入事業実施法人の役割

建設分野における外国人の受入に当たっては、建設技能者全体の**処遇改善**、低賃金・保険未加入・劣悪な労働環境等のルールを守らない**アウトサイダーやブラック企業の排除**、他産業・他国と比して**有為な外国人材の確保**、**失踪・不法就労の防止**、**受注環境の変化に対する的確な対応**等の課題に対応する必要



建設業者団体等が共同して設立する法人において、**業界を挙げてこれらの課題に的確に対応することにより、建設分野における外国人の適正かつ円滑な受入を実施**

特定技能外国人受入事業実施法人

- ・ 特定技能外国人の適正かつ円滑な受入実現に向けた行動規範の策定・適正な運用
- ・ 建設分野特定技能評価試験の実施
- ・ 特定技能外国人に対する講習・訓練又は研修の実施、就職のあっせんその他の雇用機会確保の取組
- ・ 認定受入計画に従った適正な受入を確保するための取組



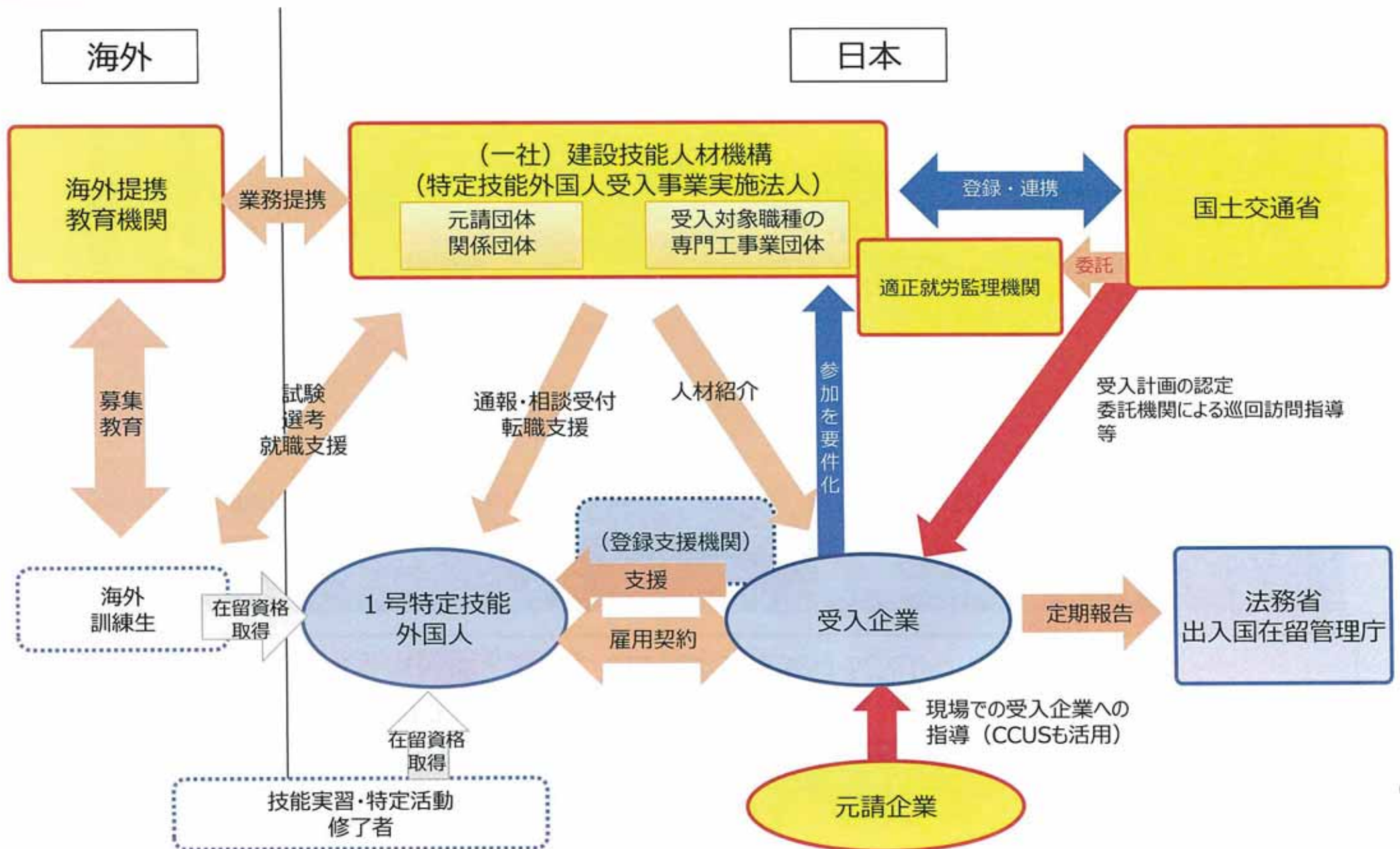
アウトサイダー・フリーライダーの防止（全員加入・公平負担の原則）

多数職種の**共同実施**による**スケールメリットの発揮**

公正競争・適正就労のルール遵守・ルールを守らない企業の排除

民間職業紹介事業者の役割を代替

機構と関係機関との業務関連イメージ



機構と登録支援機関との支援内容比較

○ 特定技能外国人の受入企業は、**特定技能外国人受入事業実施法人に加入する必要**があるほか、**任意で登録支援機関に委託**して各種支援を受けることが可能

	建設技能人材機構 ＜建設分野独自＞	登録支援機関 ＜全分野共通＞
要加 否入	<ul style="list-style-type: none"> 機構に直接又は間接的に加入する必要 (加入義務) 	<ul style="list-style-type: none"> 受入企業が個別に登録支援機関と委託契約 (任意委託)
特定 技能 外国人 に 対 す る 支 援	<ul style="list-style-type: none"> 入国後研修の実施 求職求人マッチングによる就職・転職支援 母国語相談窓口による相談対応、助言指導 	<ul style="list-style-type: none"> 入国前の生活ガイダンスの提供 入国時の空港等への出迎え 住宅確保に向けた支援 在留中の生活オリエンテーションの実施（預貯金口座開設、携帯電話契約に係る支援等） 生活のための日本語習得の支援 各種行政手続についての支援 外国人と日本人の交流促進支援 帰国時の空港等への見送り
対 す る 支 援 に 受 入 企 業 に	<ul style="list-style-type: none"> 企業求人情報の現地機関への情報提供（特定技能外国人のあつせん） 巡回訪問、指導・助言の実施 	
負 費 担 用	<ul style="list-style-type: none"> 機構が定める費用の支払いが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 登録支援機関が定める委託料の支払いが必要